

消防機関が緊急通報サービスに求める条件 (第1.1版)

本書の解説記載文書

・なし

消防庁 防災情報室

令和7年3月

バージョン管理

[illegible]

■「消防機関が緊急通報サービスに求める条件」の概要

「消防機関が緊急通報サービスに求める条件」（以下、「本条件」という。）は、消防庁が公表する「[S3-01] 消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に基づき、消防指令システムと接続を行う緊急通報サービスに対し条件を設定するものである。
本条件は、消防指令システムとの接続に係る前提条件、及び消防指令システムのセキュリティを確保するために設定している。

■本条件の対象となる緊急通報サービス

本条件の適用対象は、「[S3-01] 消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に基づき消防指令システムと接続を行う緊急通報サービスである。
消防機関に対しデータ通信による通報等を行わない緊急通報サービスや、標準インターフェイス以外のインターフェイスを利用する緊急通報サービスに対して求めるものではない。
また、「[S3-01] 消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」は、緊急通報サービスでテキスト、画像、動画を通信する仕様であり、データ通信による音声通話は標準インターフェイスでは行わないこととしている。

■本条件の適合

「[S3-01] 消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に基づき、消防本部の消防指令システムと接続する緊急通報サービスは、当該の緊急通報サービスを利用する消防本部に本条件に当該の緊急通報サービスが適合していることを提示すること。なお、【参考①】が適合宣言用のフォーマットである。適合を宣言する際に使用すること。

■サービス導入後の対応

サービス導入後は、以下の通り対応すること。
当該緊急通報サービスが本条件を満たせない状態になることが判明した時点で、その旨をサービス提供中の消防本部に通知し、消防本部と調整を行った上で対応すること。
当該緊急通報サービスにおいて仕様変更が発生した場合には、仕様変更の内容及び仕様変更を踏まえた条件への適合状況について、サービス提供中の消防本部に報告し、消防本部と調整を行った上で対応すること。

消防本部から要求された場合には、サービス導入後一定期間ごとに本条件に適合していることをサービス提供中の消防本部に報告すること。
報告対象・報告間隔については、各消防本部と合意した内容・期間とする。

■条件リスト

No.			条件				補足
Lv.1	Lv.2	Lv.3	項目観点		条件		
1	1	1	標準インターフェイスの前提条件	消防指令システムとの接続の前提	対象とする緊急通報サービス	消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイスを利用して消防指令システムと接続する緊急通報サービスは、不特定多数の利用者を対象としたものではなく、オペレーターなどを介した代理通報又は事前登録制のサービスであるなど、利用者が限定されていること	消防機関が緊急通報サービスを利用するか否かを判断できる緊急通報サービスを除く
1	1	2		専用端末の設置	・消防指令システムと「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に定義されたデータ通信を行うための専用端末を消防本部に設置すること ・消防指令システムと緊急通報サービス間で障害が発生した場合に備え、専用端末はディスプレイを具備し専用端末のみで緊急通報サービスを利用できるものであること		・「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に定義されたデータ通信を行える限りは、複数の緊急通報サービスによる同一端末の利用（設置）を妨げないが、その際の端末の管理体制や所有権限等については端末を共有する関係者で調整すること ・Webアプリケーションで緊急通報サービスが提供される場合、ブラウジング機能を持つ端末を緊急通報サービスが設置するか、消防本部が設置するかは緊急通報サービスのサービス内容、緊急通報サービスと消防本部の契約内容による ・設置数、設置箇所は消防本部の求め、契約により定められるものとする
1	2	1		消防指令システムへの画面転送	画面転送機能	「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に定義された方法で、消防指令システムに対し画面転送を行えること	複数の消防指令システム（指令台）に対し同時に画面転送は行わない ただし、指令台から指令台（副台など）への画面転送は、従来どおり消防指令システムの機能により実現するものとする
1	2	2		操作受付機能	「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に定義された方法で、消防指令システムからの専用端末の操作を受け付けられること	複数の消防指令システム（指令台）から同時に専用端末の操作は行わない	
1	3	1	消防指令システムへのデータ連携	データ入出力機能	「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に定義された方法・形式で、消防指令システムとデータ通信できること	緊急通報サービスによっては、消防指令システム等へのデータ出力のみに対応することを許容する	
1	3	2		データ連携要求の受付機能	「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に定義された方法で、任意のタイミングでデータを出力できること	－	
2	1	－	セキュリティ対策	情報セキュリティに関するコンプライアンス	遵守すべき規定、ルール、法令、ガイドライン等	以下の法令、条例等を遵守すること ・個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法） ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省ガイドライン） ・電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン	－
2	2	1		データ暗号化	伝送データの暗号化の有無	通報に関する情報等の重要情報は暗号化すること ※暗号化は「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（令和5年3月30日デジタル庁・総務省・経済産業省）」に基づくこと	電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（令和5年3月30日デジタル庁・総務省・経済産業省） https://www.cryptrec.go.jp/list.html ※適宜最新版を参照すること
2	2	2			蓄積データの暗号化の有無	通報に関する情報等の重要情報は暗号化すること ※暗号化は「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（令和5年3月30日デジタル庁・総務省・経済産業省）」に基づくこと	電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（令和5年3月30日デジタル庁・総務省・経済産業省） https://www.cryptrec.go.jp/list.html ※適宜最新版を参照すること
2	3	－		ネットワーク制御	通信制御	不正な通信を遮断する等のネットワーク制御を実施すること	専用端末から通信する緊急通報サービスのサーバ等のIPアドレスは固定化すること
2	4	1		不正監視	ログの取得	・専用端末及びインターネット環境に公開しているサーバ等についてログを取得すること 取得するログ：アクセスログ、システム稼働ログ、障害時のシステム出力ログ	－
2	4	2			ログの保管期間	・取得したログについては1年間以上保持すること	－
2	5	－		不正検知	不正通信の検知	・システム全体において、不正な通信を確認し対策を迅速に実施するために、不正検知を実施すること ・セキュリティ対策のソフトウェアなどについては常に最新の状態を維持すること	消防本部が設置した専用端末に対するセキュリティ対策のアップデートは本条件の対象外とする
2	6	－		マルウェア対策	マルウェア対策	・専用端末及びインターネット環境に公開しているサーバ等に対しマルウェア対策を実施すること ・セキュリティ対策のソフトウェアなどについては常に最新の状態を維持すること	消防本部が設置した専用端末に対するセキュリティ対策のアップデートは本条件の対象外とする
2	7	－		セキュリティ侵害時の対応	職員への通知など	セキュリティ侵害時には、緊急通報サービスと消防本部の契約に基づき職員への通知などの対応を適切に行うこと	－

■条件リスト

No.			条件			補足	採否	適合内容及び関連文書		否採用の理由
Lv.1	Lv.2	Lv.3	項目観点	条件	適合内容			関連文書/ サービスを示すURL等		
1	1	1	標準インターフェイスの前提条件	消防指令システムとの接続の前提	対象とする緊急通報サービスは、不特定多数の利用者を対象としたものではなく、オペレーターなどを介した代理通報又は事前登録制のサービスであるなど、利用者が限定されていること	消防機関が緊急通報サービスを利用するか否かを判断できる緊急通報サービスを除く				
1	1	2		専用端末の設置	・消防指令システムと「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に定義されたデータ通信を行うための専用端末を消防本部に設置すること ・消防指令システムと緊急通報サービス間で障害が発生した場合に備え、専用端末はディスプレイを具備し専用端末のみで緊急通報サービスを利用できるものであること	「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に定義されたデータ通信を行える限りは、複数の緊急通報サービスによる同一端末の利用（設置）を妨げないが、その際の端末の管理体制や所有権限等については端末を共有する関係者で調整すること ・Webアプリケーションで緊急通報サービスが提供される場合、ブラウジング機能を持つ端末を緊急通報サービスが設置するか、消防本部が設置するかは緊急通報サービスのサービス内容、緊急通報サービスと消防本部の契約内容による ・設置数、設置箇所は消防本部の求め、契約により定められるものとする				
1	2	1		消防指令システムへの画面転送	画面転送機能	「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に定義された方法で、消防指令システムに対し画面転送を行えること	複数の消防指令システム（指令台）に対し同時に画面転送は行わない ただし、指令台から指令台（副台など）への画面転送は、従来どおり消防指令システムの機能により実現するものとする			
1	2	2			操作受付機能	「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に定義された方法で、消防指令システムからの専用端末の操作を受け付けられること	複数の消防指令システム（指令台）から同時に専用端末の操作は行わない			
1	3	1		消防指令システムへのデータ連携	データ入出力機能	「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に定義された方法・形式で、消防指令システムとデータ通信できること	緊急通報サービスによっては、消防指令システム等へのデータ出力のみに対応することを許容する			
1	3	2			データ連携要求の受付機能	「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に定義された方法で、任意のタイミングでデータを出力できること	-			
2	1	-	セキュリティ対策	情報セキュリティに関するコンプライアンス	遵守すべき規定、ルール、法令、ガイドライン等 以下 ・法令、条例等を遵守すること ・個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法） ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省ガイドライン） ・電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン	-				
2	2	1		データ暗号化	伝送データの暗号化の有無	通報に関する情報等の重要情報は暗号化すること ※暗号化は「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（令和5年3月30日デジタル庁・総務省・経済産業省）」に基づくこと	電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（令和5年3月30日デジタル庁・総務省・経済産業省） https://www.cryptrec.go.jp/list.html ※適宜最新版を参照すること			
2	2	2			蓄積データの暗号化の有無	通報に関する情報等の重要情報は暗号化すること ※暗号化は「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（令和5年3月30日デジタル庁・総務省・経済産業省）」に基づくこと	電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（令和5年3月30日デジタル庁・総務省・経済産業省） https://www.cryptrec.go.jp/list.html ※適宜最新版を参照すること			
2	3	-		ネットワーク制御	通信制御	不正な通信を遮断する等のネットワーク制御を実施すること	専用端末から通信する緊急通報サービスのサーバ等のIPアドレスは固定化すること			
2	4	1		不正監視	ログの取得	・専用端末及びインターネット環境に公開しているサーバ等についてログを取得すること 取得するログ：アクセスログ、システム稼働ログ、障害時のシステム出力ログ	-			
2	4	2			ログの保管期間	・取得したログについては1年間以上保持すること	-			
2	5	-		不正検知	不正通信の検知	・システム全体において、不正な通信を確認し対策を迅速に実施するために、不正検知を実施すること ・セキュリティ対策のソフトウェアなどについては常に最新の状態を維持すること	消防本部が設置した専用端末に対するセキュリティ対策のアップデートは本条件の対象外とする			
2	6	-		マルウェア対策	マルウェア対策	・専用端末及びインターネット環境に公開しているサーバ等に対しマルウェア対策を実施すること ・セキュリティ対策のソフトウェアなどについては常に最新の状態を維持すること	消防本部が設置した専用端末に対するセキュリティ対策のアップデートは本条件の対象外とする			
2	7	-	セキュリティ侵害時の対応	職員への通知など	セキュリティ侵害時には、緊急通報サービスと消防本部の契約に基づき職員への通知などの対応を適切に行うこと	-				

条件リスト			No.	条件			補足	消防本部のチェック観点(例)	
Lv.1	Lv.2	Lv.3	項目観点	条件		「適合内容」「関連文書/サービスを示すURL等」 で以下の内容を確認できること		「否採用の理由」 で以下の内容を確認できること	
1	1	1	標準インターフェイスの前提条件	消防指令システムとの接続の前提	対象とする緊急通報サービス	消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイスを利用して消防指令システムと接続する緊急通報サービスは、不特定多数の利用者を対象としたものではなく、オペレーターなどを介した代理通報又は事前登録制のサービスであるなど、利用者が限定されていること	消防機関が緊急通報サービスを利用するか否かを判断できる緊急通報サービスを除く	・サービス利用者が明確化されていること ・明確化されたサービス利用者が不特定多数ではないと確認できること	・消防機関が緊急通報サービスを利用するか否かを判断できる緊急通報サービスであること(例、映像を活用した緊急通報サービス)
1	1	2		専用端末の設置	・消防指令システムと「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に定義されたデータ通信を行うための専用端末を消防本部に設置すること ・消防指令システムと緊急通報サービス間で障害が発生した場合に備え、専用端末はディスプレイを具備し専用端末のみで緊急通報サービスを利用できるものであること	・「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に定義されたデータ通信を行える限りは、複数の緊急通報サービスによる同一端末の利用(設置)を妨げないが、その際の端末の管理体制や所有権限等については端末を共有する関係者で調整すること ・Webアプリケーションで緊急通報サービスが提供される場合、ブラウジング機能を持つ端末を緊急通報サービスが設置するか、消防本部が設置するかは緊急通報サービスのサービス内容、緊急通報サービスと消防本部の契約内容による ・設置数、設置箇所は消防本部の求め、契約により定められるものとする	・消防本部に専用端末を設置することが明示されていること ・専用端末を緊急通報サービス側が準備するか、消防本部側が準備するかを確認できること ・設置される専用端末にディスプレイ、操作UI(キーボード、タッチパッド等)が搭載されていることが確認できること	・消防本部に設置する専用端末を他の緊急通報サービスと共有する場合、共有する他の緊急通報サービスが確認できること	
1	2	1		消防指令システムへの画面転送	画面転送機能	「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に定義された方法で、消防指令システムに対し画面転送を行えること	複数の消防指令システム(指令台)に対し同時に画面転送は行わない ただし、指令台から指令台(副台など)への画面転送は、従来どおり消防指令システムの機能により実現するものとする	・標準仕様書に準拠することが宣言されていること (端末導入時に接続を行うため宣言時点では確認できない)	-
1	2	2			操作受付機能	「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に定義された方法で、消防指令システムからの専用端末の操作を受け付けられること	複数の消防指令システム(指令台)から同時に専用端末の操作は行わない	・標準仕様書に準拠することが宣言されていること (端末導入時に接続を行うため宣言時点では確認できない)	-
1	3	1		消防指令システムへのデータ連携	データ入出力機能	「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に定義された方法・形式で、消防指令システムとデータ通信できること	緊急通報サービスによっては、消防指令システム等へのデータ出力のみに対応することを許容する	・標準仕様書に準拠することが宣言されていること (端末導入後に通信を行うため宣言時点では確認できない)	-
1	3	2			データ連携要求の受付機能	「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に定義された方法で、任意のタイミングでデータを出力できること	-	・標準仕様書に準拠することが宣言されていること (端末導入後に通信を行うため宣言時点では確認できない)	-
2	1	-	セキュリティ対策	情報セキュリティに関するコンプライアンス	遵守すべき規定、ルール、法令、ガイドライン等	以下の法令、条例等を遵守すること ・個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法) ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(総務省ガイドライン) ・電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン	-	・条件に示された法令、条例等を遵守していることが確認できること	-
2	2	1		データ暗号化	伝送データの暗号化の有無	通報に関する情報等の重要情報は暗号化すること ※暗号化は「電子政府における調達ののために参照すべき暗号のリスト(令和5年3月30日デジタル庁・総務省・経済産業省)」に基づくこと	電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(令和5年3月30日デジタル庁・総務省・経済産業省) https://www.cryptrec.go.jp/list.html ※適宜最新版を参照すること	・最低限通報情報に関するデータを緊急通報サービス内で伝送(通信)する際に暗号化されていることが確認できること ・暗号化に使用する暗号化技術について「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(令和5年3月30日デジタル庁・総務省・経済産業省)」に記載された「電子政府推奨暗号リスト」に該当する暗号技術を使用していることが確認できること	-
2	2	2			蓄積データの暗号化の有無	通報に関する情報等の重要情報は暗号化すること ※暗号化は「電子政府における調達ののために参照すべき暗号のリスト(令和5年3月30日デジタル庁・総務省・経済産業省)」に基づくこと	電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(令和5年3月30日デジタル庁・総務省・経済産業省) https://www.cryptrec.go.jp/list.html ※適宜最新版を参照すること	・緊急通報サービス内に蓄積(保存)される通報情報に関するデータを暗号化していることが確認できること ・暗号化に使用する暗号化技術について「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(令和5年3月30日デジタル庁・総務省・経済産業省)」に記載された「電子政府推奨暗号リスト」に該当する暗号技術を使用していることが確認できること	-
2	3	-		ネットワーク制御	通信制御	不正な通信を遮断する等のネットワーク制御を実施すること	専用端末から通信する緊急通報サービスのサーバ等のIPアドレスは固定化すること	・専用端末から通信する緊急通報サービスのサーバ等のIPアドレスが固定されていることを確認できること ・その他、緊急通報サービス内における通信に対し、通信先・通信元を制限するようネットワーク制御が施されていることを確認できること 例、FireWallによる通信制御、アクセス制限リスト(ホワイトリスト等)の設定、IDS(Intrusion Detection System)・IPS(Intrusion Prevention System)の導入、ネットワーク監視機器の導入	-
2	4	1		不正監視	ログの取得	・専用端末及びインターネット環境に公開しているサーバ等についてログを取得すること 取得するログ: アクセスログ、システム稼働ログ、障害時のシステム出力ログ	-	・専用端末及び緊急通報サービス内でインターネット環境に公開しているサーバに対しログを取得していることが確認できること ・取得しているログが最低限アクセスログ、システム稼働ログ、障害時のシステム出力ログを含むことが確認できること	-
2	4	2			ログの保管期間	・取得したログについては1年間以上保持すること	-	・専用端末及び緊急通報サービス内でインターネット環境に公開しているサーバの取得ログについて1年間以上保持することが確認できること	-
2	5	-		不正検知	不正通信の検知	・システム全体において、不正な通信を確認し対策を迅速に実施するために、不正検知を実施すること ・セキュリティ対策のソフトウェアなどについては常に最新の状態を維持すること	消防本部が設置した専用端末に対するセキュリティ対策のアップデートは本条件の対象外とする	・緊急通報サービス内の通信に対し、不正通信の検知のための対策が施されていることが確認できること 例、IDS(Intrusion Detection System)・IPS(Intrusion Prevention System)・WAF(Web Application Firewall)の導入 ・セキュリティ対策のためのソフトウェアの更新内容(方法・タイミング)について確認できること	-
2	6	-		マルウェア対策	マルウェア対策	・専用端末及びインターネット環境に公開しているサーバ等に対しマルウェア対策を実施すること ・セキュリティ対策のソフトウェアなどについては常に最新の状態を維持すること	消防本部が設置した専用端末に対するセキュリティ対策のアップデートは本条件の対象外とする	・専用端末及び緊急通報サービス内でインターネット環境に公開しているサーバに対しマルウェア対策を行っていることが確認できること 例、アンチウィルスソフトウェア、FireWall(WAF含む)、IPSの導入 ・セキュリティ対策のためのソフトウェアの更新内容(方法・タイミング)について確認できること	-
2	7	-		セキュリティ侵害時の対応	職員への通知など	セキュリティ侵害時には、緊急通報サービスと消防本部の契約に基づき職員への通知などの対応を適切に行うこと	-	・セキュリティ侵害時の対応が明確化されていること	-